

# 元和九年大嶋置日の諸本の再検討

石上英一

## 序

筆者は、「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」（石上、一九九八）において、琉球国統治時代の奄美諸島研究のための奄美諸島史料の検討を行った。この論文は、一五〇一七世紀の奄美諸島研究の基本史料となる古琉球辞令書や奄美諸島の系図などの信頼性の検討作業であったが、同時に一七世紀末から一八世紀初の時期の奄美諸島社会の間切役人層の地位に関する文書や系図の整理・編成を明かにすることも試みた<sup>〔1〕</sup>。

また、筆者は、「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提—慶長十八年の奄美諸島支配」（石上、一〇〇三）・「奄美諸島における慶長十八年知行目録」（石上、一〇〇五）により、島津家（以下、便宜に薩摩藩と称する）による、琉球国の領域であった奄美諸島の慶長十四年の占領、慶長十六年の奄美諸島検地、慶長十八年の知行目録の宛行による旧琉球国間切役人層の再編成について、年次を追つて史料を整理することを行つた。

一七世紀における奄美諸島社会の分析において、慶長十八年の知行宛行について、薩摩藩による奄美諸島の統治政策の転換点となるのは、元和九年（一六二三）の大嶋置日の施行である。大嶋置日は、三四条からなる大嶋等統治のための継続あるいは法度のことである。

大嶋置日の要点の一つは、慶長十八年知行宛行で暫定措置として継続

させた琉球国統治時代の間切役人の制度を、新しい間切統治のための役人の編成に変換したことである。間切役人制度の変更は、奄美諸島においては、次のように理解されている。「松岡家文書」（後述の松岡家文書とは異なる、大島の与人のまとめた文書集。「田畠佐文仁目録及大島与人并諸役人服装由緒書」と同じ。石上、一九九八、六二八頁）には、「元和九年、大親役被召止候」「元和九年鉢巻之免ヲ受候事被召止官位取離無程被召止、御知行御切米被召上候、與人役江被下置候御知行も被召上、御切米までヲ被下候、諸役人琉球江参り位ニ相付鉢巻之免申受候事堅く御禁止被仰付候、元和九年御家老仲様御判物之御條書所持仕候」（丑（享保六年）四月十三日大島七間切与人口上覚（大島代官宛））などの文が見える。すなわち、これらの口上覚には、元和九年に、大嶋置日により、慶長十八年知行宛行で間切惣役人の名称で存置された間切首里（おほやこ）大屋子が廃止されたこと、官位（鉢巻）の授与を通じての琉球国への臣従の継続が禁止されたことが特記されている。

本稿では、元和九年閏八月二十五日大嶋置日について、その政策分析の前提となる諸本の整理と布達方法についての基礎的検討を行いたい。なお、大嶋置日は、書出しには「大嶋置日條々」と記され、一般には大島置日条々とも称されるが、本稿では大嶋置日と称することにしたい。また、喜界島には、泉家文書に「鬼界嶋置日條々」の題を有する置日が

伝えられている。この鬼界嶋置目については、大嶋置目と同内容の鬼界嶋置目と題する置目が実際にあつたのか、伝来・転写の過程で「大嶋置目條々」の題のみ「鬼界嶋置目條々」に置き換えられたのか、検討しなければならない。本稿においては、鬼界嶋置目そのもの写本を論じる場合以外においては、大嶋置目の語に鬼界嶋置目も包括して論じることとする。

これまで、大嶋置目については、『名瀬市誌』上巻の大山麟五郎「奉行から代官へ」（大山、一九六八）、前田長英「大嶋置目條々」（前田、一九九三）などの逐条解釈の研究があった。最近では、弓削政己「統治の方針と機構の整備」（弓削、二〇〇〇）の『喜界町誌』における研究がある。しかし、これまでの研究においては、大嶋置目の公布に至る過程と法令内容の分析、大嶋置目施行後の検地や種々の施策の分析といった政治経済史的分析は行われてきたが、それらの政治経済史的分析の前提となる、大嶋置目そのものの史料学的研究は行われてこなかつた。すなわち、大嶋置目の史料学的研究とは、大嶋置目の諸本（正文（正本）、写本、法令集所収本）の存在の確認と本文系統の検討、諸本の比較による原文の確定、置目の布達方法と諸本の伝來の関係の検討などである。後述の如く、大嶋置目は、正文の複写版・写真版は残されているが、正文（複数）そのものは行方不明で実見することができない状態である。しかし、現在利用できる複写版・写真版などにより、原文の確定などの作業を進めることは可能と考えるので、本稿に記す次第である。

## 一 大嶋置目の諸本

筆者が本稿で検討する大嶋置目の諸本は次のものである。

- |          |          |           |                  |          |         |                |         |
|----------|----------|-----------|------------------|----------|---------|----------------|---------|
| 1 松岡家文書本 | 2 笠利氏家譜本 | 3 和真至氏所蔵本 | 4 「系図文書写 永代家伝記」本 | 5 大島要文集本 | 6 列朝制度本 | 7 泉家文書本（鬼界嶋置目） | 8 南聘紀考本 |
| 1 松岡家文書本 | 2 笠利氏家譜本 | 3 和真至氏所蔵本 | 4 「系図文書写 永代家伝記」本 | 5 大島要文集本 | 6 列朝制度本 | 7 泉家文書本（鬼界嶋置目） | 8 南聘紀考本 |
- ①嘉靖二十七年（一五四八）十月二十八日瀬戸内西間切西大屋子辞令書  
②萬曆七年（一五七九）十月一日名瀬間切首里大屋子辞令書（写）  
③慶長十八年（一六一三）九月二十四日知行目録（前欠）（西間切  
惣役人宛）  
④慶長十八年九月二十四日知行目録（写）（西間切惣役人宛）（③の写）  
⑤元和九年（一六二三）閏八月二十五日大嶋置目（前欠）

⑥元禄八年亥（一六九五）六月二日大島先代官伊地知五兵衛預狀

⑥元禄八年亥（一六九五）六月二日大島先代官伊地知五兵衛預状  
松岡家文書は、鹿児島県歴史資料センター黎明館が二〇〇二～四年度  
に奄美郷土研究会に委託して実施した「奄美群島歴史資料調査事業」  
（事務局は奄美博物館に設置）により調査された。しかし、奄美群島歴  
史資料調査事業の調査の際には、大嶋置目は提供されなかつたようであ  
る。そこで、大嶋置目については、名瀬市史編纂委員会資料の複写版に  
より観察することにしたい。以下、松岡家文書所収の大嶋置目を、松岡  
家文書本、松岡家文書本大嶋置目と称することにする。

松岡家文書本大嶋置目は、複写版によれば、第一紙が欠失し、台紙に置かれた（貼り込まれているか）第二紙・第三紙・第四紙の三紙が残さ

版面で計った紙高（最大長）は約三四糢（天地欠損あり）、紙長は、第二紙が約四四糢（一七行。第十条二行目～第二十条）、第三紙が約五八

糖（二二・五行、第二二一条）署判一行目（宮内少輔印の行の中央）、第四紙（署判一行目左半部（卷末）が約三一糸である。第一紙と第三紙の継目は、複写版でははがれた状態で複写されており、継目にあたる台紙の裏の中には方形印（横二糸、右半部縦二・三糸、左半部縦二糸）の模写印影（印文不明。あるいは「忠政」の印文を模したか）が書かれている（複写版の表面からも天辺から一七・一九糸のところに模写印影の左半分がかすかに見える。元和九年の署判の諸印とは異なる）。第三紙と第四紙の継目の中（天辺から一四糸下）には径一・八糸程の円弧の影が見え、継目裏印と推定される。

あつたと推測される。その場合、現在の紙長が三四糸なので、全長は一八〇糸前後となる。

第四紙には、国老の比志嶋国隆（宮内少輔）、三原諸右衛門重種（備中守）、伊勢貞昌（兵部少輔）、喜入忠政（摂津守）、島津久元（下野守）の名が記され、三原重種以外は、印が捺されている。複写版の観察によるとみてよい。なお、喜入忠政の方形印（方二・二糸）の印文は「忠政」、島津久元の方形印（方二・二糸）の印文は「久元」と読み取れる。伊勢貞昌の方形印（方二・四糸）は、慶長十八年知行目録に見えるものと同じである。比志嶋隆の丸印は三・〇糸である。

署判の印影が本物であること、紙の大きさが当時のものとみて不都合でないこと、書かれた文字の雰囲気などから、松岡家文書の大嶋置目は、前欠ながら正文と判断してよい。

松岡家文書に伝えられている嘉靖二十七年瀬戸内西間切西大屋子辞令書と慶長十八年西間切惣役人宛知行目録は、瀬戸内西間切首里大屋子を継いだ家の文書であると考えられる。瀬戸内西間切とは、現在の大島本島最南部と、瀬戸内海峡を挟む南側の加計呂真島・与路島・請島からなる瀬戸内町の西半部に相当し、近世には西間切と称された。

慶長十八年知行宛行における間切役人の体制によれば、間切惣役人は、琉球国の間切において間切の首座を務める首里大屋子が与えられた職名である（石上、二〇〇五、一三六・一四一頁）。嘉靖二十七年の辞令書で瀬戸内西間切西大屋子（瀬戸内西間切西大屋子は間切の首里大屋子に相当する）に任命された者は、慶長十八年に西間切惣役人として知行を宛行された者の父または祖父と推定される。

松岡家文書に伝えられている嘉靖二十七年瀬戸内西間切西大屋子辞令書と慶長十八年西間切惣役人宛知行目録は、瀬戸内西間切首里大屋子を継いだ家の文書であると考えられる。瀬戸内西間切とは、現在の大島本島最南部と、瀬戸内海峡を挟む南側の加計呂真島・与路島・請島からなる瀬戸内町の西半部に相当し、近世には西間切と称された。

慶長十八年知行宛行における間切役人の体制によれば、間切惣役人は、琉球国の間切において間切の首座を務める首里大屋子<sup>しより</sup>が与えられた職名である（石上、二〇〇五、一三六・一四一頁）。嘉靖二十七年の辞令書で瀬戸内西間切西大屋子（瀬戸内西間切西大屋子は間切の首里大屋子に相当する）に任命された者は、慶長十八年に西間切惣役人として知行を宛行われた者の父または祖父と推定される。

松岡家文書に瀬戸内西間切西大屋子・西間切惣役人を継いだ家の文書が二通含まれていることから、大嶋置目も、慶長十八年に西間切惣役人として知行を宛行された者が、またはその地位を継いだ子が、元和九年に大屋子（惣役人）の職を解かれて西間切の与人に任じられて受領したものと推定される。なお、大嶋置目の第二条に「おほや」（大屋子・大親。うふや）を廃止すること、第四条に「郡（郡は間切のこと）に与人三人を置くことが定められている。筆者は、松岡家文書に、瀬戸内西間切首里大屋子の家の文書が伝えられている事情については明かにしない（石上、一〇〇〇、六三九、六四〇頁参照）。

## 2 笠利氏家譜本

琉球国統治期には、奄美大島の笠利間切笠利（大笠利。現、奄美市笠利町）を本拠とし、のち瀬志子村（大島郡龍郷町龍郷）に本拠を移した笠利氏は、享保十一年（一七二六）三月に佐文仁（一六七八—一七六四）が外城衆中格となり田畠の姓を賜つたことで知られている。〔笠利氏家譜〕（嫡家本）には（石上、一〇〇五、一四七頁参照）、為有佐宣（佐宣は号）の条に、「元和九年、大嶋中首里大屋子職被召止、故無役而后死」と記され、その次に大嶋置目が写しこまれている。これを、笠利氏家譜本、笠利氏家譜本大嶋置目と称することにする。

國老の署判は、宮内少輔、備中守、兵部少輔、摂津守、下野守の順で、備中守以外は官名の下に「印」と書き添えられている。笠利氏家譜本の國老署判の順と印の有無の表示は、松岡家文書本の署判の順と印影の有無と一致している。

「笠利氏家譜」には、為有について、「初笠利間切赤峯用人司相勤、畢後、笠利間切首里大屋子職被仰付、為役扶持而仰切米拾石下賜之、于時、慶長十八年九月十二日也、最伊勢兵部少輔貞昌・三原諸右衛門尉重種御両老之御判物頂戴之」と記し、慶長十八年九月十一日赤嶺乃与人宛知行目録を収載している（石上、一〇〇五、一二七頁）。慶長十八年八月に為有の父為轉佐文が笠利間切惣役人として二十石の知行を宛行されているので（「笠利氏家譜」為轉条）、為有ではなく父の為轉がもと笠利間切首里大屋子であった地位により笠利間切惣役人として職務を継続した。為有は、惣役人の下に位置する間切与人であった。家譜には、元和九年の時点で、為轉が存命であったように記さず、子の為有の条に大嶋置目を掲げる。慶長十八年の知行宛行のち笠利間切惣役人（首里大屋子相当）であつた為轉は歿し、その子為有が実質的に惣役人の地位を継いでおり、それにより大嶋置目を受領したと推定される。ただし、先述のように家譜に元和九年に首里大屋子が停止されたので無役となり後に死去したと記すのは、元和九年以降、為有が与人に任命されなかつたことを示すように見える。為有が元和九年に笠利間切の与人に任命されなかつたとする場合、笠利家譜に収載される大嶋置目は、為有が所持した置目を転写したものではなく、笠利間切にあつた置目を転写した写本を後に家譜に収載したものとなろう。しかし、所持しない置目を家譜に収載することは考えにくいので、為有は、慶長十八年知行宛行の与人は解任され琉球国統治期以来の大屋子としての地位は失つたが、元和九年に大幅に権限を縮小された間切与人となり置目を受領した可能性が高い。為有の受領により笠利家に大嶋置目の写本または正文が伝来し、家譜に模写されて収録されたと考えられる。笠利氏は、為有の弟菊千代金（為

季、号佐伯。慶長四年（一五九九）生を島津氏への降伏の翌年の慶長十五年に質として鹿児島に送り、のち交替して為有の子思次良金（為成、号佐元）を質として鹿児島に送っているよう（石上、二〇〇三、四七二頁）、笠利間切の土豪として重要な位置を占めていたので、為有が笠利間切の与人になり置目を給付され所持した可能性は高い。

### 3 和眞至氏所蔵本

大島屋喜内間切大和浜（大島郡大和村大和浜）の宇宿大親家の一族である和家には、和家文書が伝えられた。宇宿大親家は、九世富雄（もと、三能安。一七四三年生）の子の十世富雄（一七七九年生）の系統がのちに和家となり、同じく子の十世三能安の系統がのちに太家となつた。天保十一年（一八四〇）に三能安の子孫の三和良が代々郷士格を与えられ「太」の名字を許された（「大島代官記」）。太家はのち（一八七五年頃）、大和家と改姓した（『東京国立博物館図版目録』琉球資料篇、二三七頁）。

これまで、筆者は、和家伝来の大嶋置目は、和家文書中の「系図文書写 永代家伝記」を山下文武氏が手写した本によつて利用してきた。ところが、二〇〇六年一月に奄美博物館に名越左源太関係史料の撮影に出張した際、弓削政氏の好意により、大和村中央公民館長田須磨文庫（長田須磨、二〇〇四、大島信徳・見目正克「あとがき」参照）の大嶋置目写真版の複写版を見ることができた（写真版本体は未見）。

この大嶋置目写真版には、原稿用紙を用いて「置目条々」と題した糺文が添付されている。糺文の末尾には、「この置目（行政上の規則）条々は、大和村大和浜の真元金（のち和姓）が嘉靖八年（中国年号）一

五一八年、現、笠利町宇宿大親になつた（<sup>〔マニ〕</sup>一年後配布されたものを、私が昭和廿九年二月、当主、和眞至家に、寫眞屋をよんで撮影させたもので、奄美は米国委任統治後二ヶ月余であつたため寫眞がよくとれず、比嘉春潮先生と共に虫眼鏡などで解したものである。）と、長田須磨氏による跋文が加えられている。長田須磨氏は、大和家の長女で、太家の文書と民俗資料を保管していた。太家資料は、長田須磨氏歿後、一九九九年にその妹大和良子氏より、民俗資料とあわせて東京国立博物館に寄贈された（『東京国立博物館図版目録』琉球資料篇、二〇〇三年、一六頁、資料番号一八〇一—三七番<sup>〔2〕</sup>）。

長田須磨氏撮影の大嶋置目は、長田氏が「当主、和眞至家に、寫眞屋を呼んで撮影させた」と記すので、和家伝来のものであつたと考えられる。

弓削氏より教示を得た大嶋置目写真版の複写版には、上半部に慶長十八年知行目録の下半分が写つている。両文書とも虫損が見られ、それぞれ裏打ちされ、巻子装にされているようである（知行目録には、表紙と軸が写つて<sup>〔3〕</sup>いる）。写真版の複写版では、慶長十八年知行目録の上半部が切られているので、知行地の間切名が不明であるが、宛所は「□□□間切／よひと」とある。この宛所の主は、慶長十八年に焼内間切めさしとして知行高五石を宛行された、宇宿大親の四世思樽金ではない。「□□□間切／よひと」の「間」の上の二文字は、大島七間切（笠利・名瀬・古見・焼内・住用・東・西）の名称を参照すると、「うち」に近い。「□□」の上方は墨痕を読み取れないが、「屋け」とあつたと推測される。長田須磨と比嘉春潮による糺文は、条文の配列が原本と異なっている。

字本があつた後述の喜界島の泉家文書の鬼界嶋置目を参照しているようであり、写真版とは異なる。恐らくキヤビニか手札のサイズの写真ではほとんど読み取れなかつたのであろう。

和眞至氏所蔵本には兵部少輔・宮内少輔・摂津守・下野守に印が捺されており（印影は松岡家文書本と同じ）、正文であることがわかる。和眞至氏所蔵本と松岡家文書本の比志嶋国隆の丸印の径（松岡家文書本では径三・〇粁）から比例で計算した、和眞至氏所蔵本の料紙の紙高は三四粁弱で、松岡家本の料紙の紙高とほぼ一致する。紙継目は不明だが、紙高を三四粁とすると、全長一四三粁なので、紙長四七・四八粁の料紙三枚が貼継がれていると考えられる。松岡家文書本とは一行の文字数が異なり、松岡家文書本の条文部分の残存行数が第十一条以下で三四行のところが、和眞至氏所蔵本では三三行である。松岡家文書本では第十一条が二行分であるが、和眞至氏所蔵本の第十一条は一行で書かれている。恐らく第二条も和眞至氏所蔵本が一行で書かれているところ、松岡家文書本では、二行分で書かれていたと考えられる。

和眞至氏所蔵本と次項で紹介する和家文書の「系図文書写 永代家伝記」所収大嶋置目（写）とを比較すると、特徴的な表現や署判の順の一一致により、「系図文書写 永代家伝記」所収本が和眞至氏所蔵本を根本とすることがわかる。

後代のことであるが、代々郷士格として和姓を与えられた、宇宿大親の子孫の和富雄の（慶応三年（一八六七））口上覚（和家文書六三号）には、「元和九年、古製、被御召替大親役被召止、与人役被仰付候節、大島御置目三拾三ヶ条之条書、兵部少輔様外二御四人様御判物頂戴仕居」、「元和九年、古製、被御召替候節、大島御置目之御条書頂戴仕居」

と、大嶋置目を受領したと記される。しかし、この言い伝えは検討が必要である。和家文書の「和家系図」第一本・第二本（和家文書一・二号。注3参照）の一世宇宿大親眞元金と四世思樽金の条には記述がないが、和家文書の「宇宿大親家譜系図」（一本ありほぼ同文。和家文書三・四号）には、一世宇宿大親の条に「元和九年、蒙授賜總理大嶋典籍之御條目一通、至今尚有藏存、世々致家之珍寶」と大嶋置目を所持することが記されている。この系図の記載によれば、宇宿大親の子孫で大嶋置目を受け取つた可能性のあるものは、四世思樽金となる。思樽金は慶長十八年において間切目指の知行を宛行われたのであり、大屋子の地位を承継した間切与人ではなかつたが、元和九年の大屋子（大親）廃止と間切与人三名の設置の際に、屋喜内間切の与人に任じられた可能性もある。しかし、思樽金は、「宇宿大親家譜系図」一本、「和家系図」二本のいずれにも「屋喜内目指」と明記され慶長十八年の知行宛行において間切の惣役人や与人には任じられていないこと、元和九年に大屋子を廃止して与人・掟・筆子を置いたにもかかわらずそれらの役職への任命が記されていないことから、大嶋置目を受領したか否か検討を要する。

和眞至氏本大嶋置目は、大嶋置目と共に撮影されている慶長十八年知行目録（某間切（屋けうち間切か）よひと宛）が三世犬樽金の女子（思樽金の姉か妹）が嫁いだ大和浜与人金城（「宇宿大親家譜系図」第一本、「和家系図」第一本・第二本）に給されたものである可能性から（注3参照）、大嶋置目も元和九年の時点では金城に給付されたものであつた可能性がある。金城と宇宿大親家の姻戚関係により、元和九年以降、元禄八年（一六九五）に六世佐渡知が訴訟のために大嶋置目・辞令書・知行目録の原本あるいは写本を前大島代官伊地知五兵衛に託す以前に、大

和浜を本拠とする宇宿大親家に入手されたのである。四世思樽金の長子五世保元金（真元金）は、初め住用間切須垂与人、転じて東間切渡連与人、最後に屋喜内間切大和浜与人に任じられている。また、四世思樽金の弟比屋里與銘の孫の六世佐渡知は、名瀬与人のとき元禄五年（一六九二）上国与人となり、帰島後、屋喜内与人に転じざらに東間切度連与人に任じられている（「宇宿大親家譜系図」二本、「和家系図」二本）。

佐渡知は、訴訟のために伊地知五兵衛に託した文書が元禄九年四月の鹿児島城火災で焼失したために作成された写しを伊地知五兵衛の元禄九年九月十八日添状とともに回付された際、添状の宛所には「土連／佐渡知」と記されており、当時、東間切度連与人であつたことがわかる。また、添状の宛所には、佐渡知とともに「屋喜内／川地」とある。宛所の「屋喜内」とは川地が屋喜内間切の与人であつたことを示している。川地は、「大島與人役順續記」（道之島代官記集成）には貳番組の二人目に「大和濱 一川知」と記されているので、屋喜内間切大和浜を本貫とする与人であつたことがわかる。「連官史」（道之島代官記集成）の九株目の都磧勝の連官には、貳番組の一代佐喜美、二代川知が記されていない。川地は、明治時代に砂糖黍生産の祖に祭られた、大和浜の直川智（すなおかわち）の一族の者であると考えられる。川地が宛所の一人になつているのは、屋喜内間切大和浜を本貫とする宇宿大親家の佐渡知が元禄八年に訴訟文書を伊地知五兵衛に託して記録所に提出した際に、屋喜内間切大和浜与人として関与したからであると考えられる。

4 「系図文書写 永代家伝記」本  
和家文書の「系図文書写 永代家伝記」（和家文書五号）について、

筆写は、これまで山下文武氏手写本の複写版を利用してきた。また、「系図文書写 永代家伝記」は、二〇〇一年二月に、黎明館が和家より和家文書を借用して撮影したときには、借用分の中になかった。ところが、二〇〇四年頃、「大和村誌」を編纂されている弓削政氏より、「系図文書写 永代家伝記」は、修理を加えんとして和家で別置されていたこと、大和村誌編纂委員会で調査の機会を得たことを伝えられた。和家文書は、「大和村誌」で翻刻されるとのことである。本稿では、弓削氏より教示を得た写真版の複写により検討する。

「系図文書写 永代家伝記」には、それぞれ元禄九年九月十八日伊地知五兵衛添状（屋喜内川地・土連佐渡知宛）を添えられた、萬曆七年五月八日焼内間切部連大屋子辞令書写・隆慶六年正月十八日焼内間切焼内大屋子辞令書写・嘉靖八年十二月二十五日笠利間切宇宿大屋子辞令書・慶長十八年知行目録（焼内間切めさし（思樽金）宛）・元和九年閏八月二十五日大嶋置目写が写されている（石上、一二〇〇〇、六二八～六二九頁）。「系図文書写 永代家伝記」は、佐伊知の書写となつていて、そのもととなつたのは、伊地知五兵衛添状をそれぞれに添えた辞令書三通、知行目録、大嶋置目の写である（石上、二〇〇五、一四六～一四七頁）。これらは、宇宿大親家六世の佐渡知が所持していた文書写であった。前述の如く、佐渡知は、元禄五年上国与人で、元禄八年の身分訴訟の際に、記録所に提出するために辞令書・知行目録・大嶋置目の正文または写を帰国する前大島代官伊地知五兵衛に預けた。しかし、それらは元禄九年四月二十三日の鹿児島城火災で焼失したので、伊地知五兵衛が、記録所に提出する際に作成していた五通の文書の写しに添状を付けて佐渡知に送った。佐渡知が受け取った文書写五通またはその写が、のち佐伊知に

より「系図文書写 永代家伝記」に転写されたのである。

「系図文書写 永代家伝記」本は、明かに和眞至氏所藏本の転写本である。ただし、一部、誤写がある。

## 5 大島要文集本

『大島要文集』は、文化二年（一八〇五年）度の大島代官本田親孚（次の代官野村半平が文化四年五月十日に名瀬方伊津部村の代官所仮屋に到着し、引継ぎが行われた後に帰国）が、文化二年春の渡島の後、代官所などにおいて収集した統治関係文書を収録した法令集で、文化二年十月四日自序が添えられている。本田親孚は、本役が記録奉行であった（「大島代官記」）。大島要文集は、公爵島津家が国事執掌史料として作成した写本が、東京大学史料編纂所所蔵島津家本（II-2-32）（公爵島津家編輯所旧蔵本）として残されている。島津家本は、大山鱗五郎により、『奄美史料』二（鹿児島県立図書館奄美分館、一九七一年）に翻刻されている。『大島要文集』は外題のようで、序文中と目録の書名は「要文糟粕集」とされている。序には、「カノ糟粕ヲ拾ヒカキアツメ共二十有五冊トナシ、題シテ糟粕集トイフ、元和九年閏八月ニ始リ下ハ文化二年二月ニ終リ」とあるが、本田親孚大島代官在任中の文化三年の文書も收められている。現存本は、序を備えるも、なお稿本の段階のものとの写しであると考えられる。「要文糟粕集卷之二」とある目録には、「元和九年大島置目之事」とあり、本文に「大島置目條々」とあるが、法令名を「大島置目」としている。

大島要文集本大島置目には、傍書が加えられている。冒頭、題目の次に、「本文ノ御條書、屋喜内間切字検方田地横目佐和子致御司藏候由ニテ寫」と傍書注記が加えられている。「司」は「笥」の誤写で。笥藏とは所蔵していることを表す。佐和子とは、「大島與人役順續記」の貳番組、「連官史」の第九株の都璵勝の段に、真武美として掲げられている。真武美は、「連官史」の序の署判によれば、文政八（一八一一）年ににおいて、屋喜内間切字検方与人である。「連官史」に、真武美は、「初佐和子、佐渡智」とあり、寛政六年（一七九四）宇検方竹木横目となり、享和三年（一八〇三）宇検方田地横目となり、文化五年に古見間切横目に転任したと記され、さらに文政十一年（一八二八）の死歿までのいくつかの事蹟が記録されている。「大島與人役順續記」には、本貫が「宇検」と記されている。本田親孚が転写した文化二年（一八〇五）においては、真武美は、佐和子の名で屋喜内間切字検方田地横目に在職していたのであり、大島置目傍書注記の職名と合致する。なお、佐和子は「大島代官記」文化七年条にも、前年砂糖不出来による「御買重御引取之御願」のため文化八年春に上国した記録が見える。

本田親孚は、文化二年春の下島から秋までの間に、宇検方田地横目佐和子から、佐和子が所持していた大島置目の正文または写本を借りて転写したのである。ただし、『大島要文集』は、表記の統一のために平仮名が片仮名に直され、後代の転写の際の誤脱であろうが、第五条前半部と署判のうちの備中守が抜けている。大島置目は、一九世紀初においては実効法ではなかつたので、大島代官の仮屋には保管されていなかつたこと、間切役人の家に正文や写本が保管されていたことが、大島要文集中大島置目のことから知られる。

薩摩藩の藩法を集成した『列朝制度』は文政二七年（一八一九年）四月の頃に、薩摩藩で編纂され、『列朝制度』都城島津家本は、原本成立直後に都城島津家で原本を転写した写本とされる（原□虎雄、一九六九、六〇七頁）。『列朝制度』卷十四は、「道之島」と「大島」の二節からなる。「大島」は、本文の冒頭に「本田氏大嶋私考」の注記があり、本田親孚『大島私考』を引用したものであることを示している。

『大島私考』は、巻末に、文化三年十一月四日の本田親孚の跋がある（島津家本は跋のあとに宝暦八年寅十二月通事方與人壽文・瀬名方泰横・日貞俊撰「平家大嶋江落人之次第軍記物語」（横目和田平右衛門・野添善内宛）を収める）。島津家本には跋には誤写があり、跋文の年紀を「文化二乙寅冬霜降月初の四日」（鹿児島県立図書館本も同様）と記すが、跋の最初に「去年春」とあり去年は文化二年に当たるので、跋文の年紀は「文化三年丙寅」と正される。『列朝制度』卷十四に、文化三年十一月四日撰の『大島私考』が引用されていることに問題はない。

「道之島」の節は、冒頭に宝暦二年申（一七五二）二月勝手方達（道之島代官宛）・宝暦二年申二月十四日勝手方達（徳之島代官・沖永良部島代官宛）・宝暦十辰年九月晦日勝手方達（徳之島代官宛）の三通の文書、道之島の年貢高に関する文書一通（松下志朗、一九八三、九四貞）と「寛政 嶋代官書出」と注記されるが実は文化四年（一八〇七）の砂糖買入高の文書（松下、一九八三、一四〇一、一四一頁）、（文化七年（一八一〇）午十二月勝手方達（三島代官・附役宛）を収めたあと、「鬼界島帳留之内」と注記される元禄五年（一六九二）から延享二年（一七

四五）までの三五通の国遣座・勝手方の鬼界島代官宛達等を収録し（八通目からは「鬼界島帳留」に収録されていることを示す注記がないが、内容から見て「鬼界島帳留」所収文書とみてよい）、その次に「大島置目之條々」を収録する。大嶋置目の次には、「道之島」の節の最後として、（宝暦二年）申二月勝手方達（道之島代官宛）一通が収められる。すなわち、『列朝制度』卷十四収載の道之島関係の国遣座・勝手方の文書は、元禄五年から延享二年の文書三五通を収める「鬼界島帳留」と、宝暦年間の勝手方の文書からなる。

「大島」の節に、本田親孚『大島私考』から長文を引用しているので、「道之島」の節に引用する大嶋置目も本田親孚『大島要文集』からの引用である可能性を検討しなければならない。しかし、大島要文集本大嶋置目と列朝制度本大嶋置目を比較すると、例えば、列朝制度本の年紀に「閏」が抜けていてこと、両本の署判の順が異なること、列朝制度本には四条の欠脱があることなど、両本は異なることがわかる。したがって、両本が法令集への採録本でかつ『大島要文集』には近代の写本しか存在しないという条件を考慮しても、列朝制度本大嶋置目が、大島要文集本によつているとは言い難い。

しかし、卷十四の「道之島」に収録された国遣座・勝手方の文書は、一七世紀末から一八世紀前半期の「鬼界島帳留」と宝暦期（一七五〇年代）の文書、文化四年の砂糖買入高文書、そしてもつとも遅い文書が文化七年（一八一〇）の文書であることから、大島置目も一八世紀後半の写本を採録したもの、または『列朝制度』編纂期（一八一九～一四年）に収集・採録されたものと考えられる。

泉家文書は、喜界島湾間切山田村の泉家の文書である。泉家文書は、アチック・ミューゼアム編『喜界島調査資料』第二に収録されている。

一九八八年九月に鹿児島短期大学付属南日本文化研究所の奄美諸島学術調査で喜界島を訪れ、郷土史家兎坂岩一氏の案内を得て泉家にうかがつた際には、「泉家系図」は閲覧できたが、筆者は、泉家文書を確認することはしなかつた。

泉家は、「泉家系図」によれば、喜界島荒木間切荒木村を本貫とする勝世（文化十五年（一八二八）二月二十三日歿、六〇歳）の四男貞民（寛政十年（一七九八）生。文久三年（一八六三）に禎民と改名）の興した家である。貞民は、文政八年（一八二五）に田地横目（間切名不詳）となり、天保二年（一八三二）十月に間切横目（間切名不詳）となり、天保十年（一八三九）に与人（間切名不詳）となり、天保十四年夏に上国して御目見得し、嘉永三年（一八五〇）夏に上國し十二月二十七日に家老末川近江より代々郷士格を仰せ付けられ、泉の姓を許された。また、安政六年（一八五九）にも上國して御目見得している。

泉家文書には、慶長十八年九月二十四日知行目録写（きかひよひと宛）、元和九年閏八月二十五日鬼界嶋置目写、（嘉永三年）十二月末川近江申渡状（道之嶋掛御用人宛）が收められている。末川近江申渡状は、嘉永三年十二月二十七日に貞民に嫡子迄代々郷士格を仰せ付けたものである。代々郷士格となるに至った事蹟については、喜界島東間切早町村の湊の川普請と湊内浚方、荒木間切嘉鉄村の排水のための大溝掘削、湾間切山田村への本拠東間切早町村からの移住と開発、上國の際に橋元喜

悦に従い習得した鍼による施療、砂糖・米の施療・救荒・開発のための差出しなどが記されている。慶長十八年知行目録は、高十石の「きかひよひと」宛のものである。この鬼界与人は、「泉家文書」において勝世の祖とされる荒木間切荒木村の勘樽金またはその子孫と考えられる。<sup>(5)</sup>

泉家文書に收められる慶長十八年知行目録と元和九年鬼界嶋置目の原本は、勝世の祖の勘樽金またはその子孫が与えられ所持していたものと考えてよい。ただし、泉家文書本鬼界嶋置日の題の「鬼界嶋置目條々」については、検討を要する。元禄六年（一六九三）に喜界島代官が置かれるまで、大島代官が喜界島をも統治していくことを考えると、元和九年において、大嶋置目と区別して、喜界島の間切役人に給付する置目に「鬼界嶋置目條々」の題を記したのか、転写の過程で「大嶋置目條々」とあつたものを「鬼界嶋置目條々」と書変えたのか不明である。

泉家文書は、採集記録をさらに翻印したものであるので、置日の実物の記載の復原については、慎重でなければならない。

## 8 南聘紀考本

伊地知季安（天明二年（一七八二）～慶応三年（一八六七））の『南聘紀考』卷下・元和九年閏八月条には、「國相島津久元・喜入忠政・三原重種・比志島國隆・伊勢貞昌、定諸制度、令於大島等曰、闔（漢訳文略）、二十五日條令既成、（凡三十三章、今此／取意總括為文爾、）」として、漢訳文（二八条分）が掲げられている（石上、一九八八、二三〇二四頁参照）。

ちなみに、伊地知季安は、文化五年（一八〇八）の文化朋党事件（近

思録崩れ)により、文化六九年(一八〇九)二月喜界島に遠島となり、志戸桶間切志戸桶村に適居した経験がある。また、「薩州唐物来由考」(東京大学史料編纂所所蔵島津家本)も著している。

『南聘紀考』に漢訳された大嶋置目は、本田親爭の子親賢が従兄弟である季安の娘と結婚しているので、大島要文集本から採録したものである可能性がある。ただし、漢訳文であるので、大島要文集本との関係は、条文の語彙・表現の比較からは判断しがたい。しかし、手懸りとなるのは、署判の順である。国相の順は、分かりやすく官途書にすると、下野守、摂津守、備中守、宮内少輔、兵部少輔となる。これは、和文の置目の署判を、季安の判断で奥を上位にして並べ替えた配列であり、典拠となつた置日の署判は、兵部少輔、宮内少輔、備中守、摂津守、下野守の順となる。この署判の順は、和眞至氏所蔵本と一致する。一方、大島要文集本は、多分、『大島要文集』転写の過程で、「摂津守」を脱して、正本で印影のない備中守に□の印影をつけてしまつていてと考えられる。『大島要文集』原撰本では、摂津守の署判が転記されていたと考えられる。かくして、『南聘紀考』の漢訳本大嶋置目の典拠となつたのは、大島要文集本であつたと推定する。

## 二 大嶋置目の本文

### 1 複数の正文の存在

前節で検討したように、現在、七本の大嶋置目(泉家文書本は鬼界島置目條々と題される)を知ることができる。このうち、印が捺された国

老の署判がある松岡家文書本と和眞至氏所蔵本とは、現在、複写版または写真版の複写版しか見ることができないが、正文であると判断される。松岡家文書本は、大島西間切物役人またはその子で元和九年の置目施行により西間切与人となつた者に給付された正文である。また、和眞至氏所蔵本は、宇宿大親の子孫で屋喜内間切目指の四世思樽金の子孫が、一族の者または一族の女性と婚姻した者で元和九年大嶋置目の施行により間切与人に任じられ置目を給付された者から入手した正文である可能性が高い。和家文書の「系図文書写 永代家伝記」は、和眞至氏所蔵本から何度かの転写を経た写なので、文字の読み取りで参考になる部分はあるが、置目としては祖本の和眞至氏所蔵本を使用すべきである。

笠利氏家譜(嫡家本)に写し込まれた大嶋置目は、笠利氏の為有が受領し所持していたものと考えられる。笠利氏家譜本大嶋置目は、誤字脱字なく読み取れるように正確な転写が行われており、また後述のように松岡家文書本とほぼ同じ内容を有するので、松岡家文書本の巻頭一紙の欠失部の推定復原に利用できる。

大島要文集本は、本田親争により転写されて法令集に取り入れられ、その際に平仮名を片仮名に変換され、さらに現存の『大島要文集』が近代の写本であることから、正文の様態、文字の復原には慎重でなければならぬ。しかし、大島要文集本は、本田親争により、文化二年に屋喜内間切字検方田地横目佐和子所持本を転写したことが明記され、佐和子が文化二年に田地横目に在職していたことが「連官史」から確認できるので、原本の信頼性を確認することができる。佐和子は、系図が残らないが、宇検方を本貫とする家の者であることが知られる。したがつて、佐和子の祖先か一族の者に元和九年に置目を受領した者がいたこと、佐和

子所持本は正文が正文からの転写本であったことが知られる。

喜界島の泉家文書本は、代々郷士格となつた領民の祖先で慶長十八年に「きかひよひと」として知行を宛行された者、またはその子が受領した置目の転写本である。

列朝制度本は、「列朝制度」への採録、都城島津家での「列朝制度」書写の過程で、編纂者の知識や語彙による書替えや誤脱・誤写が生じた可能性が高いので、本文の信頼性は低い。

この外、伊地知季安『南聘紀考』巻下・元和九年閏八月条に、大嶋置目の漢訳文が掲げられている。南聘紀考本の典拠となつたのは大島要文集本と考えられる。

南聘紀考本を除く七本は、正文（松岡家文書本、和眞至氏所蔵本。ただしいずれも原本は、現在、不明）、正文または写本からの転写本（笠利氏家譜本、「系図文書写 永代家伝記」本）、写本からの翻印本（泉家文書本）、正文または写本から法令集へ採録された本（大島要文集本、列朝制度本）に分類される。祖本の判明する「系図文書写 永代家伝記」本を除くと、伝来過程の異なる六本が存在することになる。このことは、大嶋置目（喜界島に配布されたものも含む）が、元和九年に大島七間切と喜界島五間切に所要の数配布されたことの可能性を示す。

慶長十八年の知行宛行による琉球国統治体制からの移行措置のもとにおける諸制度・貢納制度は、元和九年大嶋置目に記される旧制や禁止事項から知られるので、その分析は、元和九年大嶋置目の内容の研究の際に行うことができる。ここでは、置目の内容分析に立ち入ることはできないが、簡単に置目布達に至る過程を示しておこう。

元和七年（一六一七）に、道之島惣守奉行川上久国が派遣され、大島・喜界島には竿奉行鮫島孝左衛門宗昌・同附役有馬丹後守純定が派遣された（『南聘紀考』巻下・元和七年是歳条）。有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覚。鮫島宗昌は、竿奉行と同時に大島代官となつていて（『大島代官記』元和七年条）。「大島代官記」元和七年条には、鮫島宗昌にかけて「但、右御代、大島・喜界島御檢地有之」と記す。『南聘紀考』巻下・元和七年是歳条において、伊地知季安は、「凡道五島税額肆萬參仟

貳佰伍拾漆斛漆斗陸升零、所謂壹石亦即糉壹斛伍升云」と元和七年道之島檢地の結果を記し、檢地の経過について、元和二年に歿した国老比志島國貞が檢地に関わったことを示す文書があることから、「則遣宗昌等、應必在其前也、然大島代官記、為七年事、蓋言其終、可以知焉」と注記して、鮫島宗昌の派遣は元和七年以前であつたと述べる。なお、元和檢地と大嶋置目の内容の関係については、別の機会に検討したい。

道之島惣竿奉行を務めた川上久国は、檢地の結果に基づく施策の実施のために、元和九年九月に道之島と琉球に派遣され、寛永元年（一六二四）六月に帰国した（『南聘紀考』卷下・元和九年九月条、寛永元年六月条。石上、一九九八、二四頁参照）。元和九年閏八月二十五日大嶋置目は、元和九年九月に、琉球への途次、道之島によつた川上久国により、大島代官と徳之島代官に齎された。大嶋置目は、新たに任命される各間切の三人の与人全員に発給されたとすると、五島で二〇間切として与人分だけで六〇通となる。この場合、大島以外の島の間切には實態にあわせて三人以下の与人が置かれたとすれば、発給数は六〇通より少なくなる。また、大島・徳之島の代官所にも、置目の正文、または置目内容を記した代官宛の国老発給の文書が下されたと考えられる。

喜界島西日間切を本拠とした宇呂金多羅を祖とする「金樽一流系図」には、二世金樽の条に「慶長十八年頂戴與人知行御目録、而勤務數年也」と記され、その跡を継いだ三世金樽の条に「元和年中、拝戴於喜界島置目御條書、伝筒藏之也」と特記される。そして、五世郡志頭の条には、元禄四年（一六九二）の四島与人上國に加わった際に、御証文一通（不詳）、知行目録一通（二世金樽が給付された与人の慶長十八年知行目録）と共に「喜界島置目御條書」一通を御目見得にあたり御取次島方筆

者森市之丞に捧じたと記されている。二世金樽は、伊砂与人であつたと記されるので、琉球国統治期には西目間切伊砂大屋子で、慶長十八年に鬼界島与人として知行が宛行われ西目間切の伊砂の与人として勤めたことが知られる。二世金樽は、元和九年以前に歿していた。三世金樽は、薩摩藩支配下において父の跡を継いで西目間切の与人を勤め、元和九年に新しい間切の与人として西目間切小野津与人に任じられたのである。三世金樽が実際に間切与人に任じられたことは、「為勘定上國矣、御代官是枝忠存坊」と記すことから確認される。是枝忠存坊は、「大島代官記」によれば、寛永二年・三年度（一六二五・一六二六）の大島代官であつた。三世金樽は、元和九年の置目の布達の直後、置目第三十一・三十四条に従い、算用のために上國したのである。

三世金樽の置目拝領の事実は、前述のように、置目が新しい間切与人の全員にそれぞれ下達されたことを示している。

## 2 本文の分類

七本の本文を比較検討するための資料として、表1「大嶋置目諸本比較表」を掲げた。数十通に及ぶ大嶋置目の作成には、複数の書写者があつたため、表記や署判順の変化が生じた。本文の比較の前に、署判の記載順の比較を行う。

多数の同一内容の下達文書が作成されるとき、署判の順に異なる場合があることは、慶長十八年知行目録の国老二名の署判でも見られた（石上、二〇〇五、一五六頁）。大嶋置目の場合は五名の国老が署判しているので、変化が多い。七本における署判は、A・B・B'・C・Dに分類

される（表2参照）。

Aは、松岡家文書本と笠利氏家譜本の、宮内少輔比志島国隆・備中守三原重種（印なし）・兵部少輔伊勢貞昌・摂津守喜入忠政・下野守島津久元の順である。

Bは、和眞至氏所蔵本の兵部少輔伊勢貞昌・宮内少輔比志島国隆・備中守三原重種（印なし）・摂津守喜入忠政・下野守島津久元の順である。

前述のように、大島要文集本は『大島要文集』原撰本からの転写の過程で「摂津守」を誤脱しているとすれば、Bの順になるのでBとする。

Cは、泉家文書本の宮内少輔比志島国隆・兵部少輔伊勢貞昌・備中守三原重種・摂津守喜入忠政・下野守島津久元の順である。

Dは、列朝制度本の備中守三原重種・宮内少輔比志島国隆・兵部少輔伊勢貞昌・摂津守喜入忠政・下野守島津久元の順である。

A B' C Dともに、摂津守喜入忠政・下野守島津久元を奥に置く順は変わらない。したがって、違いは、宮内少輔比志島国隆・備中守三原重種・兵部少輔伊勢貞昌の配列順と、備中守三原重種の印が捺されているか否かの違いとなる。

本文の比較の一例として、第二十一条を見よう。松岡家文書本と笠利氏家譜本とがほぼ同文で（笠利氏家譜本は「を」なし）、両本の「もはらにとられへき」の部分について、和眞至氏所蔵本は「専ニ可被取」、大島要文集本は「専ラニ可被取」、列朝制度本は「専ニ可仕」とし異文を提示している。泉家文書本は誤写か解読・翻印の誤りかにより「もつはらにとまなへき」とするが、松岡家文書本・笠利氏家譜本の本文に近い。全体に、松岡家文書本と笠利氏家譜本を第一類とする、和眞至氏所蔵本と大島要文集本が第二類をなし、泉家文書本が第一類と第二類の

両方の要素をもつ第三類をなすことがわかる。なお、列朝制度本は、脱文が少なくないこと、転写における変化がうかがわれることから、第四類となるが、独自の本文を有する類として本文研究に位置づける必要はないと考える。

また、松岡家文書本伝存部（第十一條以下）と笠利氏家譜本が極めて近い本文を有していることから、松岡家文書本の欠失部を笠利氏家譜本で補つて第一類の本文を復原することが可能となる。

署判の順の類型と本文の類似性による類型は、次のように一致する。

署判の順	本文の類似性	本
A	第一類	松岡家文書本・笠利氏家譜本
B	第二類	和眞至氏所蔵本
B'	第二類	大島要文集本
C	第三類	泉家文書本
D	第四類	列朝制度本

## 結語

大島置目は、大島内だけでも一〇通以上が下達された。喜界島においても題が「鬼界嶋置目條々」と記されていたか「大島置目條々」であったかは別として、各間切に三人の与人が任命されたとすれば一〇通以上が下達された。ただし、喜界島は間切の規模が小さいので、元和九年に大島と同様に各間切に三人の与人が任命されたか否かは検討を要する。

さらに、今後の検討課題であるが、徳之島代官統治下の徳之島・沖永良部島・与論島にも、同文または三島の状況に対応して多少内容の異なる置目が布達された可能性もある。このように、多數の正文が布達される法令においては、本文の趣旨は変わらなくとも、表現や用字法が異なる版が生じることは、置目を執筆する右筆が一人ではないであろうこともあり、不思議ではない。大嶋置目については、複写版や写真版からであるが正文が二通伝来していることを確認できる。これらの正文の原本の追求と調査が必要となる。一方、正文の原本を調査することが叶わなくても、現存する複写版・写真版から可能な限りの情報を引き出すことが必要である。

本稿では原稿の分量の都合から、置日本文を表でしか提示できなかつた。次の機会には、置目の内容分析を通じて、一七世紀の奄美諸島社会と統治策の展開について検討したい。

奄美諸島史研究で始めて近世史に取組んだ筆者の論考のゆえ、また利用環境に制約が多い奄美諸島史料のゆえ、本稿には不十分なところが少なくない。多くの御示教、御批正を賜る機会があることを願っている。

文末ながら、この十数年にわたり、一七世紀奄美諸島史研究のための資料調査について、ご教示くださいり資料提供をしてくださった、山下文武先生、松下志朗先生、先田光演先生、弓削政己氏、児玉永伯氏、奄美諸島学術調査の機会を与えて下さった鹿児島国際大学の三木靖先生、松原武美先生、そして貴重な資料の閲覧・複写に多大な便宜を与えられた鹿

児島歴史資料センター黎明館調査史料室、奄美市立奄美博物館（前、名瀬市立奄美博物館）に深甚の謝意を表したい。そして、奄美群島歴史資料収集事業を三年にわたり実施された黎明館と奄美郷土研究会に、奄

美諸島史料研究を志す者として改めて感謝したい。

最近、和先生を偲ぶ「本、奄美を語る会編・和眞一郎『奄美ほこらしや』」（南方新社、二〇〇五年）を手にした。和家文書を伝えられた和眞一郎先生には、重点領域研究「沖縄の歴史情報研究」の研究会にてお目にかかる機会があつたが、まだ和家文書の価値を理解していなかつた筆者は、本稿で取り上げた和眞至氏所蔵文書の知行目録や置目について伺うことなど思いも及ばなかつた。

最後に、二〇〇四年一月の講演「一七世紀における奄美諸島社会の変容」を『黎明館調査研究報告』一八集と一九集（本号）へ掲載する機会を与えられた黎明館に、改めて謝意を表したい。

#### 【注】

(1) 「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」（石上、一九九八）の執筆時において、奄美諸島における系図の薩摩藩への進上は、元禄四年（一六九一）の与人上国制の開始の頃と推定していた。しかし、その後、二〇〇〇年に鹿児島短期大学付属南日本文化研究所の奄美諸島学術調査に参加して徳之島町立図書館所蔵小林正秀文庫を閲覧した際に、与人上国制成立以前における系図の作成・進上の事例を知つた。

小林文庫には、小林正秀手写本の「<sup>（かき）</sup>政家系図」（複写本。複写本には明治九年歿の政昌喜の子の代以降を欠く）がある。「政家系図」序には次の如く記されている。

于時、貞享五辰六月、大島慶左衛門殿御在島之砌、一類手広有之由被聞召、系図御調、御家老衆新納又左衛門殿江被為掛御目候處、珍舗類中広有之由、御褒美之御ヨリ古仲方江被下之候ニ付、

系 置者

但、慶左衛門殿御状被下候、系図或ハ虫喰字形不慥、或／其後

之者共、數多有之、依難書加、正徳三癸巳閏五月、木上清左衛門

殿相頼改置候處、又ハ虫喰、其後出生ノ者、多人数相及、于時、

明治九丙子歲閏五月、依頼ニ、木場善兵衛改之、

大島慶左衛門は貞享三年（一六八六）春から同五年春までの徳之島代官である（「徳島前録帳」）。徳之島東間切和瀬を本拠地とする古千代（大主）の孫の古仲は、大島慶左衛門の命に応じて自家の系図を作成し、大島の貞享五年六月の鹿児島への帰任に際し系図の写本を預けて家老に提出した。さらに、古仲は、系図の虫損と新たに出世した者の増加により、正徳三年（一七一三）に附役木上清左衛門（「徳島前録帳」）に書き改めてもらつた。以上のことことが文からわかる。

この「政家系図」序によれば、徳之島では、すでに貞享五年（一六八八）に系図の作成と薩摩藩への進上が行われたことが知られる。

その後、一〇〇五年一〇月に、徳之島の伊仙町歴史民俗資料館義憲和館長よりご教示いただいた「義家系図」（伊仙町歴史民俗資料館所蔵複写本）にも、同様の記載があることを知った。「政家系図」は、小林手写本の親本である明治九年改編本の巻頭が欠損しているらしく欠字があるが、「義家系図」は序が全文残されている。「義家系図」の序を紹介しよう。

「義家系図」は、卷頭に明治四十四年（一九一二）二月の文元幸英序（「理由」と題される）が置かれている（系図の記載は、文元幸英の子の代の大正年間に及ぶ）。明治四十四年文元幸英序のある「義家系図」を、文元家本「義家系図」と称することにする。

「政家系図」と文元家本「義家系図」の関係を、略系図により示しておこう（図）。なお、奄美諸島の諸系図では、琉球家譜と異なり、各代を世の数あるいは代の数で表示することはないが、理解の便宜のために仮に代数を世で示す。

五世義真（一六〇二～一七六九年）は、母芋たかね（一六八八～一七二四年。「永喜家家譜」に思樽兼とある）が伊仙与人白満（一六五九～一七三七年）の娘で佐栄久（一六八三～一七七〇）の妹であったことにより伊仙村に移住し、のち伊仙曖与人を務めた。七世義恭安が、文政二年（一八一九）に代々郷士格を仰せ付けられ、義姓を許された。すなわち義家の成立である。義恭安の系統が、「義家系図」の主流となる。なお、「永喜家家譜」は、「八十八吳良謝左栄久由緒記」とも称され、東ヶ主から六世目の佐栄久を中心とする系図で、『徳之島郷土研究会報』特集号（徳之島郷土研究会、一九八一年一〇月）に翻刻されている。同系統のものに、亀井勝信編『奄美諸島諸家系譜集』（国書刊行会、一九八〇年）に収録される「寶満家系図」があり、また鹿児島県立図書館奄美

出生之子供、數多有之、依難書加、正徳三癸巳閏五月、木上清左衛門月、任木上清左衛門改之、

右ハ先祖ヨリ傳來嫡家義氏方へ保管之系図に記載有之ニ付、爰ニモ記シ置ク者ナリ、

于時、貞享五年六月、大島慶左衛門殿御在島之砌、一類手廣／有之由被聞召、系圖御調、御家老衆新納又左衛門殿へ被／為掛御目候處、珍敷類中廣有之由、御褒美之御返礼、慶／左衛門殿ヨリ古仲方へ被下之二付、系圖ニ添置者也、

分館に「前里家系図」（複写本）が所蔵されている。

政家は、三世古仲（～一七三八年）の二男重喜（生歿年未詳）の子孫である。古仲は、元禄三年（一六九〇）に徳之島東間切井之川曇の与人となり元禄七年（一六九四）に上國している。重喜は、寛保二年（一七四二）四月二十二日に徳之島東間切亀津曇の与人に任じられ、延享四年（一七四七）の上國与人となつた。昌幸は、明治九年（一八七六）に、政の姓を名乗つた。

政家と義家の、第一世は、大主と称される古千代（一六〇五～一六五五年）である。古千代の童名は萬行（「政家系図」）。文元家本「義家系図」では思萬行（「政家系図」）であるが、萬行は多分、孫の意味と考えられる。大主の「先祖義者」（「政家系図」）。文元家本「義家系図」では「親父義真」とする）は、琉球国統治時代に、和瀬（近世では徳之島東間切亀津曇和瀬村。徳島町徳和瀬）の「おは勢」（和瀬の字。現在も神高い屋敷地として伝えられている）に居住していた。古千代は、東間切井之川曇の与人、面縄間切伊仙曇の与人を勤め、「おは勢」に隠居し（「政家系図」）、元禄八年（一六九五）三月六日に歿した。文元家本「義家系図」に九一歳で歿したように記されているので、その場合、生年は、萬暦三十三年（慶長十年、一六〇五）となる。古千代の妻はめとがねで、天和二年（一六八二）十一月十六日に七十六歳で歿した（「政家系図」）。生年は萬暦三十五年（慶長十二年、一六〇七）となる。めとがねとは、文元家本「義家系図」の第二世大和瀬（一六一九～一七〇四年）の条に、「母大親役東ヶ主娘めとがね」とある。めとがねとは、「永喜家家譜」に、東ヶ之主（思称<sup>ゆき</sup>戸金。万暦三十六年（一六〇八）二月歿）の一男佐武良兼継（「佐武良」は二郎、兼は尊称。継は琉球国の間切役人のうち村（シマ）に置

かれた役職）、二男思吳良兼（思は尊称、吳良は五郎）の妹として掲げられる思登かねのことである。佐武良兼と思吳良兼は、慶長十四年三月に、徳之島が琉球渡海の島津家に攻撃されたとき、秋徳（現、徳之島町亀徳）の浜で島津軍の兵船と戦い敗死した（石上、一〇〇三、四七六頁）。佐武良兼と思吳良兼の母は、農路宮明（ノロクメ。名不詳）であつたが、思登かねの母は、後妻（名不詳）であつた。この後妻某は、東ヶ之主が萬暦三十六年に歿したあとに徳之島を差引した沖永良部島大親（慶長十七年（一六二二）九月十五日歿）の妻となつた。この沖永良部島大親は、慶長十四年の琉球渡海島津軍に沖永良部島で降伏した永良部之主である（石上、二〇〇三、四八一～四八二頁）。思登かねについて、「永喜家家譜」には「東間切和瀬村之義間時之配方江嫁」と記される。「義間時之配」とは、「政家系図」に「先祖義者与申者」、文元家本「義家系図」に「親父義真ト申者」と記される古千代の父のことである。（2）沖縄県立図書館郷土資料室所蔵「奄美関係資料」（複写版。二〇〇二年二月入架）には、東京国立博物館所蔵太家資料には伝えられない太家文書が収録されている。「奄美関係資料」は、臺北帝國大學用箋を使用したペン書き手写本の複写版である。沖縄県立図書館本は、全四〇三頁のうち、前半部の「奄美史譚 薩藩政治下ノ官制」「大島置目條々」「下人下女書出帳」「奄美大島御布<sup>カヒ</sup>れ畫内」「大島取締規則」の複写を欠く。ただし、「大島取締規則」（嘉永七年七月二十三日）の最後の部分があり（二五〇一二五一頁）、「右名瀬金久の大和弥一郎氏所蔵を七条喜一君へよせるもの也／昭和四年二月／大島取締規則とは唯便宜命じたるもの也／小出生」とある（二五二頁）。「竹木取締申渡一冊／田地川普請取扱向仰渡一冊」（前者は嘉永七年九月八日。後者は嘉永七年閏七

月大和浜與人恵武仁写)の末尾には、「昭和三年八月 七条喜一君渡島  
名瀬町大和彌一郎氏より借覧謄写 小出教授」とある(二七八頁)。  
「島中申渡一冊津口取締(切支丹ノ宗門)改帳一冊」(天保五年九月、大  
和濱方與人横目黍横目宛)・「津口取締申渡」(天保五年九月、大和浜方  
津口横目宛)・「切支丹宗門改帳」(天保十五年四月時市郎差出)の末尾  
には、「昭和三年八月渡島の節/名瀬町金久大和弥一郎氏所藏を写した  
るもの也、七条喜一君ニ代リテ/小出教授」とある(三〇九頁)。最  
後の「南島雜話」(鹿児島大学附属図書館本ではなく、現在、奄美博物  
館所蔵の永井本の系統と思われる)の末尾には、全体にかかる「右 九  
州帝國大學農學部教授小出滿三殿より/借覧謄寫せるものなり/昭和  
七年六月 奥田 或」(四〇三頁)の書写奥書がある。奥田或は台北帝國  
大學の理農學部の教授である(山路勝彦、一九九九、七四頁)。『臺北帝  
國大學一覽』(昭和三年度)いうまでもなく、小出教授とは、「南島雜  
話」鹿児島大学附属図書館本を作成したことで著名な小出滿三である。  
「奄美關係資料」のうちの大島代官關係文書は、太家伝来にして大和弥  
一郎が所蔵していた太家文書を昭和三・四年に七条喜一が書写し小出に  
提供したものである。巻頭の「奄美史譚 薩藩治下ノ官制」は、都成植  
義『奄美史談』の一部と考えられる。『奄美史談』は一九〇〇年に書か  
れ、永井龍一が一九二二年に謄写版で公刊したものである。また、「奄  
美關係資料」収載の「南島雜話」は、小出が書写した「南島雜話」にな  
い記述を含んでいるので、現在、奄美博物館に所蔵されている「南島雜  
話」永井本を小出が抄出したものと推定される。なお、筆者は、小出所  
蔵本を、一九三二年に書写した奥田についてはまだ明かにしない。本資  
料は、弓削政己氏より教示を得て、二〇〇五年一月に調査した。

(3) 大和村中央公民館長田須磨文庫の和眞至氏所藏文書写真(長田須  
磨氏撮影)の複写版に下半部のみ見える慶長十八年某間切よひと知行目  
録を左に掲げる。弓削氏より紹介された写真版の複写版には、知行目録  
の下半部しか写っていないが、写真版には知行目録の全形が写っている  
と推測する。機会を得て、写真版を調査させていただく必要があるが、  
本稿では、とりあえず複写版で判読できる部分のみ紹介する。

○(慶長十八年九月廿四日)某間切よひと知行目録(和眞至氏所藏)  
(「知行目録」の記載部分は、上半部により複写版に欠く)

□□□間切之内

(「高十石」の記載部分は、上半部により複写版に欠く)

□□□<sup>申</sup>於其地別而依

□□□<sup>申</sup>行畢田坪字有別紙

□□□<sup>申</sup>公者可有御恩賞之

□□□<sup>申</sup>也仍目録如件

三原諸右衛門

□□□月□四日 重種□

伊勢兵部少輔

貞昌□

□□□間切

よひと

この知行目録は、和家文書の「系図文書写 永代家伝記」に写が收め  
られる慶長十八年九月二十四日焼内間切めさし思櫛金知行目録(石上、  
二〇〇五、一三八頁)と明かに異なる。和家文書については、松下志朗  
氏により一九六五年八月に「和家文書目録」が作成されている(和家文

書に添付)。一〇〇一年二月に、鹿児島県歴史資料センター黎明館調査資料室では、和家より和家文書を借用して撮影された。和家文書には、琉球家譜にならい乾隆三十三年戊子(一七六八)三能安序・世系・紀録を有し八世三能安の代までを記録する同文の「宇宿大親家譜系図」が二本(袋綴装)と『奄美大島諸家系譜集』、八四〇八八頁、一本を「異本」として注記)、「和家系図」一本(巻子)とがある。「和家系図」の第一本(『奄美大島諸家系譜集』、九二一九六頁)は、十世富雄の自筆本と見られ、文政三年(一八一〇)の記事まで収められている。「和家系図」の第二本(『奄美大島諸家系譜集』、八九〇九一頁)は、十世富雄の孫の十二世富雄までを記載する。四世思樽金は、系図にも高五石と明記され、「系図文書写 永代家伝記」に写が収載される慶長十八年九月二十四日焼内間切めさし宛知行目録においても知行地は「大嶋焼内間切之内」、知行高は「高五石」と明記されている。したがって、写真版として残る慶長十八年知行目録は、思樽金のものではない。思樽金の父の三世大樽金は、萬曆七年(一五七九)に焼内間切部連<sup>べれん</sup>大屋子に任じられ琉球に上国した際に遭難したので(『宇宿大親家譜系図』、「和家系図」第一本・第二本)、慶長十八年(一六一三)には生存していない。四世思樽金の弟比屋里與銘は「未勤役不被仰付内、早世」とあり(『和家系図』第一本)、その弟美島里主も「早世」(同書)とされていて役職には任命されていない。したがって、系図により知られる宇宿大親の子孫には、慶長十八年段階で間切よひととして知行を宛行われる資格、すなわち琉球國統治時代に間切の下の村(シマ)の大屋子に任じられていたものは見えない。あるいは、三世大樽金の兄弟に村の大屋子に任じられていたものがいるのかもしれないが、その場合、系図に記載されると考えられ

る。したがって、三世大樽金の女子が大和濱與人金城に嫁いでいるので(『宇宿大親家譜系図』第一本、「和家系図」第一本・第二本)、この金城が知行目録の宛所の「よひと」である可能性がある。この女子は、思樽金の姉または妹にあたる。金城の氏は不明である。金城の系統の家が絶えるなどの事情により、宇宿大親家に入手された可能性を考えてみたい。

(4) 「連官史」は、文政八年(一八二五)十二月に大島七間切の一三人の与人(住用間切は与人一人)が連名で撰述した、文政八年十二月時点で与人に在職していた一三人の職歴である。与人の員数は、方(間切を二分する行政領域。住用間切は方なし)の数の一三に固定されている。与人数が一三とされたのは、万治二年(一六五九)の検地に際して大島七間切に横目一人が各々配置され(『大島代官記』万治二年条)、ついで代官川越新左衛門の在任中(万治三年・寛文元年(一六六〇)一六一二)に筆子が各間切に一人配置された頃(寛文十二年子(一六七二)正月十九日大島代官長田吉左衛門覚書(大島横目衆中宛)。『太島要文集』所収)と考えられている(大山、一九六八、三四二頁)。ある与人が、与人職について二年~数年の任期で間切・方を与人として遷り、最終的に退任(隠居、死亡等)すると、新たな与人が任じられる。その場合、残りの二与人のうち若干の者の間切・方の移動があるので、新たに与人に任命された者は、退任者の務めていた間切・方の与人に任命されるとは限らない。しかし、退任者の跡を継いだ者(すなわち「連官」)として、退任者の与人株に連なつて記される。「大島與人役順續記」は、職歴は記さないが、二三株の与人(本与人)を壹番組から十二番組までの組として表現し、各組ごとに与人の「連官」の次第を代数と本貫を付記して掲げたものである。「大島本與人順續記」と「連官史」とでは、連官・順

続の与人名の採録の範囲や人名表記に異なるところがある。現存の「連官史」は、文政八年時点における、およそ宝暦年間（一七五一）～一七六四）以来の間切与人の順続を表示するとともに、与人株の順続により幕末期まで書き継がれている。

(5) この勘樽金は、「勘樽金一流系図」の一世の荒木間切花良治の勘樽金や、三世（元和二年（一六一六）歿）の鬼界島西目間切首里大屋子（系図には「西目間切大役」と表記する）で慶長十四年に琉球渡海島津軍に降伏した勘樽金とは別人である。「勘樽金一流系図」の五世の思語羅志（正保元年（一六四四）歿）の段には、「祖先之文献、罹池魚之災、悉焼失、嗚呼惜哉」と記される。三世勘樽金の段には、慶長十四年に降伏した際の「日牒」を筒蔵すると記されるが、西目間切首里大屋子が与えられるべき間切惣役人の慶長十八年知行目録のことは記されていない。

### 【文献一覧】

石上英一「奄美群島編年史料集稿」六・八『南日本文化研究』二八・三二号、一九八五年一一月・一九八八年八月

「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」『日本古代の国家と村落』、塙書房、一九九八年

「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提－慶長十四～十六年の奄美諸島支配」『日本律令制の展開』、吉川弘文館、二〇〇三年

「奄美諸島社会における慶長十八年知行目録」『黎明館調査研

究報告』一八集、鹿児島県歴史資料センター黎明館、二〇〇五年三月

大山麟五郎「奉行から代官へ」「代官政治の展開」「名瀬市史」上、第四章(1), 名瀬市役所・名瀬市誌編纂委員会、一九六八年(改訂

版、一九九六年による)

長田須磨『奄美隨想 わが奄美』、海風社、二〇〇四年

原口虎雄「解題」「藩法集」八・鹿児島藩上、創文社、一九六九年

前田長英「大嶋置日條々」「道の島史論」、奄美文化財団、一九九三年

松下志朗「近世奄美的支配と社会」、第一書房、一九八三年

山路勝彦「梁山泊」の人類学、それとも?」『関西学院大学社会学部紀要』八三号、一九九九年一月

弓削政己「統治の方針と機構の整備」喜界町誌編集委員会編『喜界町誌』、喜界町、二〇〇〇年八月

### 【史料一覧】

「奄美関係資料」 沖縄県立図書館郷土資料室所蔵 (K26-A43)

有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覚 有馬家文書。名瀬市立奄美博物館所蔵複写版。大山麟五郎「有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候

覚」「奄美郷土研究会報」九号、一九六七年。桑波田「有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覚」「鹿児島中世史研究」三〇号、一九七二年

「泉家系図」 喜界町山田、泉家所蔵。名瀬市立奄美博物館所蔵複写版。

泉家文書(喜界島泉家文書)「アチック・ミュージアム彙報」四一・喜界島調査資料第一、一九三九年。日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』二十四卷(三一書房、一九七三年)所収。

「宇宿大親家譜系図」 和家文書。二本あり。亀井勝信編『奄美大島諸家系譜集』(国書刊行会、一九八〇年)所収。

- 『大島私考』 本田親孚編。東京大学史料編纂所蔵島津家本（II-18-27）（公爵島津家編輯所旧蔵本。井上良吉氏所蔵本の転写本。大正一〇年書写、大正二一年校正）。鹿児島県立図書館本の翻印本は「奄美史料」二一（鹿児島県立図書館奄美分館、一九七二年）所収。
- 「大島代官記」 福岡大学研究所編『道之島代官記集成』、福岡大学研究資料叢書一、一九六九年
- 『大島要文集』 本田親孚編。東京大学史料編纂所蔵島津家本（II-2-32）（公爵島津家編輯所旧蔵本。国事鞅掌史料）。『奄美史料』一（鹿児島県立図書館奄美分館、一九七一年）所収。
- 「大島與人役順續記」 『道之島代官記集成』
- 「勘樽金一流系図」 『道之島代官記集成』。名瀬市立奄美博物館所蔵複写版（写真を複写したもの）。
- 「喜界島代官記」 『道之島代官記集成』
- 「系図文書写 永代家伝記」 和家文書。弓削政己氏所蔵写真（複写版による）。山下文武氏手写本（山下氏より複写版にて教示を得た）参照。
- 「笠利氏家譜」（嫡家本） 笠利虎義氏より複写版により教示を得た。
- 嬉姓喜志統親方系譜 『奄美大島諸家系譜集』
- 「金樽一流系図」 『奄美大島諸家系譜集』
- 『島津家歴代制度』（七十一巻本。島津家本）卷十五道之島・大島 鹿児島藩上、創文社、一九六九年
- 『連官史』 『奄美大島諸家系譜集』
- 【付記】 奄美諸島の市町村は市町村合併以前の名称で表記している。
- （東京大学史料編纂所教授）
- 『田畠佐文仁日録及大島与人并諸役人服装由緒書』 鹿児島県立図書館奄美分館所蔵名瀬市史編纂資料（手写本の複写版） 「松岡家文書」と同じ。
- 「徳之島前録帳」 『道之島代官記集成』

『南聘紀考』 東京大学史料編纂所蔵島津家本（I-12 33-64）  
(公爵島津家編輯所旧蔵本)

太家文書 『東京国立博物館図版目録』 琉球資料篇、東京国立博物館、二〇〇二年

「松岡家文書」 山下文武「松岡家文書」「奄美郷土研究会報」九号、一九六七年、「田畠佐文仁目録及大島与人并諸役人服装由緒書」と同じ。

松岡家文書 名瀬市立奄美博物館所蔵名瀬市史編纂委員会資料一六五号  
松岡家文書（複写版）

「和家系図」 和家文書。二本あり。「奄美大島諸家系譜集」所収。  
和家文書 和家所蔵。鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵写真版（複写版による）

和眞至氏所蔵文書 大和村中央公民館長田須磨文庫写真版（複写版による）

『列朝制度』（都城島津家本）卷十四道之島・大島 『藩法集』八  
鹿児島藩上、創文社、一九六九年

『連官史』 『奄美大島諸家系譜集』

図 「政家系図」・文元家本「義家系図」関係略系図

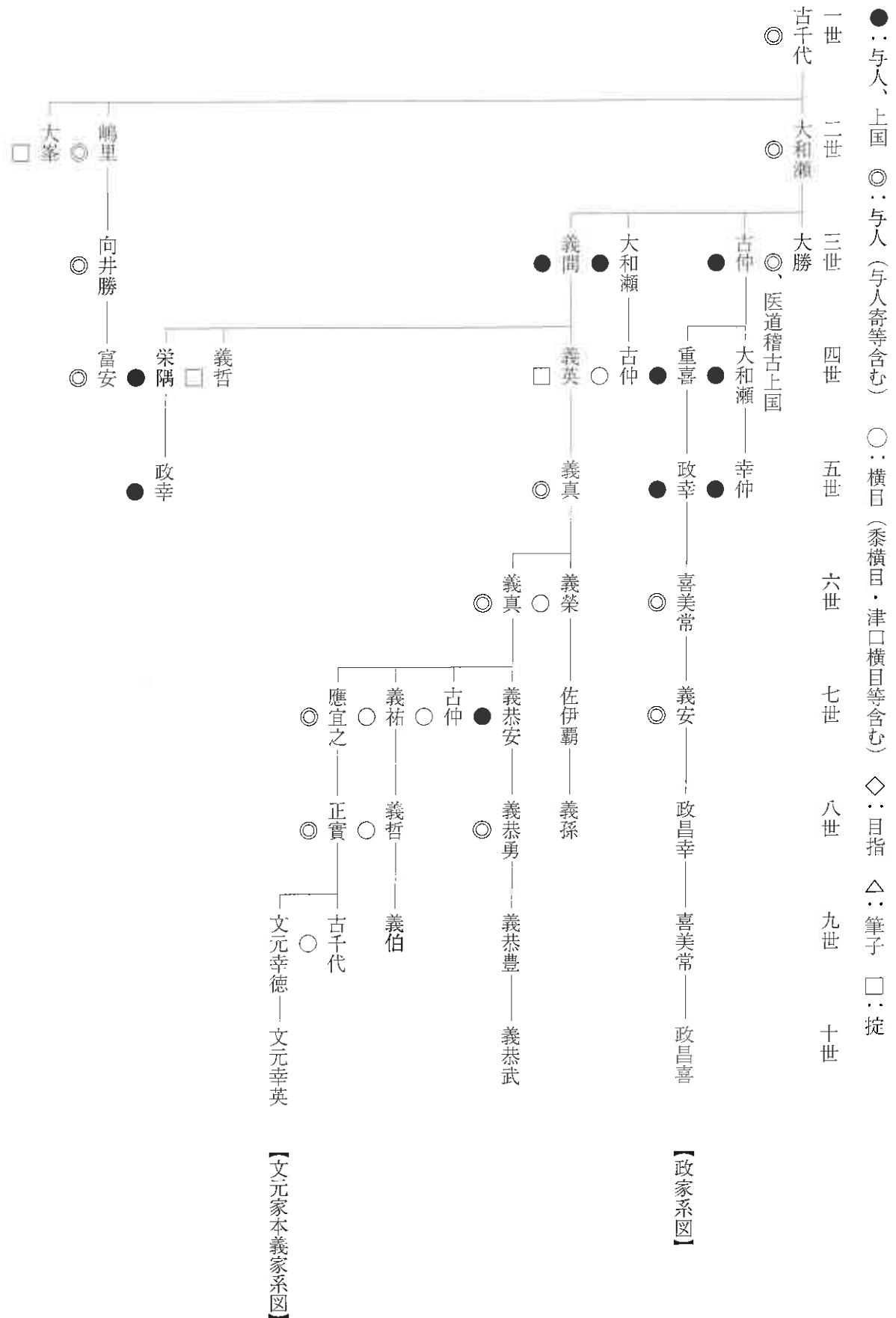


表1 大嶋置目諸本比較表

凡例

一 諸本の略称

松・松岡家文書（名瀬市史編纂委員会史料） 前欠。

笠・笠利氏家譜本 行頭の□は、複写により欠けた部分。

和・和真至氏所蔵本 □は、写真不鮮明で推測にわたる部分。

和写・「系図文書写 永代家伝記」（和家文書）（弓削政氏所蔵写真）

要・大島要文集本（屋喜内間切字検方田地横目佐和子所蔵本写）

列・列朝制度本 漏点は除いた。

泉・泉家文書本

南・『南聘紀考』下、元和九年閏八月条。漢訳文。条文への配当のために原文の順序を変更して掲載した。

二 様態

（消失）・料紙が消失している状態。

（欠）・文字列が欠脱している状態。

原本・写本における改行（編纂本である大島要文集・列朝制度・泉家文書については、原則として表示しないが、「付」「但」の文字による条文構成上意味のある改行については表示する）。

傍書の〔〕・校訂注。

□・料紙の欠損や複写版の状態で見えない文字、判読できない文字。

文字の大小、小字の右寄せは表現しなかつた。

題名	諸本	松	（消失）
第一條	笠	大嶋置目之條々	大嶋置目之條々
第二條	和写	大嶋置目條々	大嶋置目條々
第三條	和	大嶋置目條々	大嶋置目條々
第四條	要	鬼界鳴置目條々	鬼界鳴置目條々
第五條	列	大嶋置目之條々	大嶋置目之條々
第六條	泉	（対応文言なし）	（対応文言なし）
第七條	南	（対応文言なし）	（対応文言なし）
第八條	松	（消失）	（消失）
第九條	笠	□嶋中田畠名よせ帳可被書調事付あれ地并／仕明遣可被相糺事	□嶋中田畠名よせ帳可被書調事付あれ地并／仕明遣可被相糺事
第十條	和	一嶋中田畠之名寄帳可□調事付□□／仕明地可被相糺事	一嶋中田畠之名寄帳可被書調事付／あれち并仕明帳可被相糺事
第十一條	要	一嶋中田畠ノ名寄帳可被出納事ニ付荒地并仕明地被被相糺之事	一嶋中田畠ノ名寄帳可被出納事ニ付荒地并仕明地被被相糺之事
第十二條	列	一島中田畠之名寄帳可被書調事／付荒地並仕明地可相記事	一島中田畠之名寄帳可被書調事付あれ地并仕明地可被相糺候事
第十三條	泉	一嶋中田畠之名よせ帳可被書調事付あれ地并仕明地可被相糺候事	一嶋中田畠之名よせ帳可被書調事付あれ地并仕明地可被相糺候事
第十四條	南	闔島郡村須正田畠為名寄帳且如墾開及荒蕪田亦宜正之	闔島郡村須正田畠為名寄帳且如墾開及荒蕪田亦宜正之
第十五條	松	（消失）	（消失）
第十六條	笠	□おほや向後可被相止事付御ふち被下ましき／事	□おほや向後可被相止事付御ふち被下ましき／事
第十七條	和	一おほや向後相やめられへきの事付御扶持被下間敷□	一おほや向後相やめられへきの事付／御扶持被下間敷事
第十八條	要	一オホヤ向後相ヤメラレヘキ事ニ付御扶持被下間敷事	一オホヤ向後相ヤメラレヘキ事ニ付御扶持被下間敷事
第十九條	列	一おほや向後相やめらるへき事／付御扶持米被下間敷事	一おほや向後可被相止事付御扶持被下ましき事
第二十條	泉	一おほや向後可被相止事付御扶持被下ましき事	一おほや向後可被相止事付御扶持被下ましき事
第二十一條	南	凡自那霸所置大役及上木用入へ今作与人 <small>見</small> 指等宜皆罷之（第三条と合叙）	凡自那霸所置大役及上木用入へ今作与人 <small>見</small> 指等宜皆罷之（第三条と合叙）

笠	松	列	一ウハ木の與人目指被可止事
笠	(欠失)	泉	一上來の用人めさし相やめらるへき事
和写	□二郡ニよひと三人宛相定候事	南(第二条と合叙)	一よひと用人めさし相やめらるへき事
要	一一郡ニ用人三人宛相定候事	南	一用人壹人ニ付切米五石被下此中ノ知行シメシアケラレヘキノ事
和写	一一郡ニ用人三人宛相定候事	列	一與人壹人ニ付切米五石被下此中ノ知行可召上候事
要	一一部ニ用人三人ソニ相定候事(第五条後半部統ク)	泉	一用入壹人ニ付切米五石被下此中ノ知行可召上候事
列	一一郡ニ用人三人宛相定候事	南(第四条に合叙)	一用入壹人ニ付切米五石被下此中ノ知行可召上候事
泉	一一郡ニよひと三人つ相定候事	南	一よひと用人めさし相やめらるへき事
南	而每郡置用人三員筆子一員給之米俸各壹斛收其食田給用人一員米俸各伍斛(第六・七条と合叙)	列	一用人てくこ并諸役人之數御定之外可為停止事
第五条	松	和写	一用人てくこ并諸役人之數御定之外可為停止事
笠	(欠失)	要	一用人テクコ并諸役人ノ數御定ノ外可為停止候事
和写	□一むらにをきて壹人つゝに相定候但壹人ニ付切米壹石くたざるへき事	列	一與人筆子並諸役人之數御定之外は停止たるへき事
要	一ひと村にをきて壹人つゝに相定候但壹人ニ付切米壹石可被下事	泉	一よひとてくこ并諸役人う○のす御定之外ハ停止たるへき事
和写	一ひと村にをきて壹人つゝに相定候但壹人ニ付切米壹石可被下事	南(欠)	一(欠)
列	(欠)	南	一(欠)
第六条	松	第九条	一(欠)
笠	(欠失)	松	一(欠失)
和写	□一郡にてくこ壹人宛ニ相定候但壹人ニ付切米/壹石可被下事	笠	一からつ米菴布酒男女によらす出まし/き事
要	一一郡ニてくこ老人つゝに相定候但壹人ニ付切米/壹石くたざるへき事	和写	一からつ米むしろ布男女ニよらす出まし/き事
和写	一一郡てくこ老人つゝに相定候但壹人ニ付切米/壹石くたざるへき事	要	一カラス米ムシロ布男女ニヨラス出スマシキ事
列	一一部ニテクコ壹人ツ、相サタマリ候但壹人ニ付切米壹石被下ヘク事	列	一からつ米菴布酒男女によらす出間敷こと
泉	一一郡てくこ壹人ツ、相定候但壹人ニ付切米壹石くたざるへき事	泉	一か、つ米菴布酒男女によらす出ましき事
南	(第四条に合叙)	南	(欠)
第七条	松	第十一条	一(欠)
笠	(欠失)	松	(前欠) / 停止之事
和写	□一おつかの方ニ御百姓を人之内之ものに召なし候□□□/間元和五年より以来のハ相かへずへき事	笠	一用人てくこ百姓を色々めしつかふ儀か/たく可為停止候事
要	一一郡てくこ老人つゝに相定候但壹人ニ付切米壹石被下ヘク事	和写	一よひとてくこ百姓をいろゝ召仕儀かたく可為停止事
和写	一一郡てくこ老人ツ、相サタマリ候但壹人ニ付切米壹石被下ヘク事	要	一ヨヒトテクコ百姓ヲイロ々召仕儀カタク可為停止事
列	一一郡筆者壹人ツツ相定候但壹人ニ付切米壹石ツツ可被下事	列	一與人筆子百姓を色々召仕儀皆為停止事
泉	一一郡てくこ壹人ツ、相定候但壹人ニ付切米壹石くたざるへき事	泉	一用人てくこ百姓をいろゝ召つかふ儀かたく停止事
南	(第四条に合叙)	南	一(前略、第十九条に收む)又禁其或課使農民(後略、第十九条に收む)
第七条	松	第十二条	一(前略、第十九条に收む)又禁其或課使農民(後略、第十九条に收む)

松	和写	和写	和写
笠	笠	笠	笠
要	要	要	要
和写	和写	和写	和写
列	列	列	列
泉	泉	泉	泉
南	南	南	南
第七条	松	第十二条	第十三条

列	要	和写	松	笠	笠	松	泉	泉	要	和写	和
			一嶋中におひて私二人を成敗いたす儀かたく可□/停止但ころし候ハて 不叶科人ハ可得御意事	一嶋中におひて私二人を成敗いたす儀か/たく可為停止候但ころし候ハ て不叶科人ハ可得御意事	一嶋中におるてわたくしに人を致成敗儀堅可為/停止但ころし候ハてか なはさる科人ハ可得御意事	一嶋中におるてわたくし人を致成敗/儀堅可為停止但ころし候ハんかな は/さる科人ハ可得御意事	一於ツカノ方ニ御百姓ヲ人ノ内ノ者召ナシ候儀曲事候間元和五年ヨリ以 來ノハ可相返事	一おつの方ニ御百姓を人々内之者二相成候儀曲事候間元和元年より以 來の者相かへすへき事	一おつか乃方に御百姓を人之内之者/に召なし候儀曲事候間元和五年より以 り已來の/ハ可相返事	一おつかの方ニ御百姓ヲ人ノ内ノ者召ナシ候儀曲事候間元和五年ヨリ以 來ノハ可相返事	
			又居官者勿寄營田致事	(欠)	一諸役人田畠作職イタスマシク但百姓ニ罷成候ハ、作職仕へキ事	一諸役人田畠作職いたすましく候但百姓に罷成候ハ、作職つかまつる へき事	一諸役人田畠作職いたすましく候但百姓に罷成候ハ、/作職つかまつる へき事	一諸役人田畠作職いたすましく候但百姓にまかり成候ハ、作職可仕事	一諸役人田畠作職いたすましく候但百姓にまかり成候ハ、作職仕へキ事	一諸役人田畠作職いたすましく候但百姓にまかり成候ハ、作職つかまつる へき事	
			第十二条		又居官者勿寄營田致事	又居官者勿寄營田致事	又居官者勿寄營田致事	又居官者勿寄營田致事	又居官者勿寄營田致事	又居官者勿寄營田致事	又居官者勿寄營田致事
			一島中におひて私二人を成敗いたす儀かたく可□/停止但ころし候ハて 不叶科人ハ可得御意事	一嶋中におひて私二人を成敗いたす儀か/たく可為停止候但ころし候ハ て不叶科人ハ可得御意事	一嶋中におるてわたくしに人を致成敗儀堅可為/停止但ころし候ハてか なはさる科人ハ可得御意事	一嶋中におるてわたくし人を致成敗/儀堅可為停止但ころし候ハんかな は/さる科人ハ可得御意事	一島中におるて私二人を致成敗儀堅可為停止但コロシ候ハテ不叶科人ハ 可得御意事	一島中におるて私二人を致成敗儀堅可為停止/但殺し候ハて不叶科人は 可得御意事	一島中におるて私二人を致成敗儀堅可為停止但コロシ候ハテ不叶科人ハ 可得御意事	一島中におるて私二人を致成敗儀堅可為停止/但殺し候ハて不叶科人ハ 可得御意事	

要	和写	日本衆其島被參候共禮物いたすましき事	日本衆其島に被參候共禮物いたすましき事	日本衆其島二被參候共禮物イタスマシキ事
第	十七	条	（第十五條に合叙）	
南				
第	四	条	（第十三條と合叙）	
南				
第	五	条	（第十六條）	
松	笠	一 島中諸役人百姓をやとい供につれ間敷事 □ 島中諸役人百姓をやとい供につれ間／數事	一 島中諸役人百姓を雇モノニ召列マシキ事 一 島中諸役人百姓をやとひ供につれましき事	一 島中諸役人百姓を雇ともに召連□しき事
和	写	一 かいせんつくるましき事 （原文は右半がか正在する）	一 かいせんつくるましき事	一 かいせんつくるましき事
要	列	一 カハヤラツクルマシキ事	一 カハヤラツクルマシキ事	一 カハヤラツクルマシキ事
泉	南	一 かいせん作ましき事	一 かいせん作ましき事	一 かいせん作ましき事
要	和写	日本衆其島へ被參候共禮物いたすましき事	日本衆其島に被參候共禮物いたすましき事	日本衆其島二被參候共禮物イタスマシキ事
第	四	条	（第十四條と合叙）	
南				
第	四	条	（第十五條と合叙）	
南				
第	四	条	（第十六條）	
松	笠	一 かいいせん作ましき事 （原文は右半がか正在する）	一 かいいせん作ましき事	一 かいいせん作ましき事
和	写	一 かいいせんつくるましき事	一 かいいせんつくるましき事	一 かいいせんつくるましき事
要	列	一 カハヤラツクルマシキ事	一 カハヤラツクルマシキ事	一 カハヤラツクルマシキ事
泉	南	一 かいいせん作ましき事	一 かいいせん作ましき事	一 かいいせん作ましき事
要	和写	日本衆其島へ被參候共禮物いたすましき事	日本衆其島に被參候共禮物いたすましき事	日本衆其島二被參候共禮物イタスマシキ事

第十八条	松	一おりめまつり早々つかまつり米すたり候ハぬやうに／じゆうに可被取納事
南	泉	一日本衆其島へ被參候共致進物聞敷事 又遇倭客勿慢贈饋
南	泉	一日本衆其島へ被參候共禮物いたすましき事
南	泉	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
南	泉	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御米を／以て買取事
南	泉	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
南	泉	一赤つく黒つく牛馬之儀不殘御／物を以て買取事
南	泉	一赤津久黒ツク牛馬ノ皮不殘御物ヲ以て買取事
南	泉	一赤つく黒つく馬之尾牛皮不殘御物を以て買取事
南	泉	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
南	泉	若夫赤黒梭柵網及牛馬皮唐茅尺筵蕉布綿等所給價徵也（第二十二条を合叙）
第二十条	松	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
笠	笠	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御米を／以て買取事
和	和	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
和写	和写	一赤つく黒つく牛馬之儀不殘御／物を以て買取事
要	要	一赤津久黒ツク牛馬ノ皮不殘御物ヲ以て買取事
要	要	一赤つく黒つく馬之尾牛皮不殘御物を以て買取事
列	列	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
第十九条	松	一諸役人琉球にいたりはちまきのゆるしを取事可□／停止付嶋中のもの共百姓以下にいたる迄さうり□／はくべき事
笠	笠	一諸役人琉球へいたりはちまき乃ゆるし／を取事可為停止付／嶋中のもの共百姓／以下にいたる迄さうりをはくべき事
和	和	一諸役人至琉球はちまきのゆるしを取事可為停止付／嶋中之者共百姓已下ニいたる迄さうりはくべき事
和写	和写	一諸役人到琉球はちまきのゆるし／を取事可為停止付嶋中之者共百姓已下ニ／いたる迄さうりはくべき事
要	要	一諸役人至琉球ハチマキノユルシヲ取事可為停止付嶋中之もの百姓已下ニイタルマテサウリハクヘキ事
列	列	（欠）付島中之者百姓等ニ至迄はくべき事
南	泉	一諸役人琉球ニいたりはちまきのゆるし取事可為停止付嶋中之もの百姓已下ニいたる迄さうりはくべき事
南	泉	前此島吏多受帽於首里以振威權至是禁之（中略、第十条に収む）自古農民雖禁着履宣皆着之
第二十一条	松	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
笠	笠	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御米を／以て買取事
和	和	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
和写	和写	一赤つく黒つく牛馬之儀不殘御／物を以て買取事
要	要	一赤津久黒ツク牛馬ノ皮不殘御物ヲ以て買取事
要	要	一赤つく黒つく馬之尾牛皮不殘御物を以て買取事
列	列	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事
列	列	一赤つく黒つく牛馬之皮不殘御物を以て買取事

笠	一 嶋中麦之納者小麦をもはらにとられへき事 一 嶋中麦之納者小麦もはらにとられへき事
和写	一 嶋中之麦之納ハ小麦を専ニ可被取事
和写	一 嶋中之麥之納ハ小麦を専ニ可被取事
要列	一 島中ノ麥ノ納ハ小麦ヲ専ラニ可被取事 一 島中麥之内小麥を專ニ可仕事
泉南	一 嶋中麥之納は小麥をもつはらにとこなへき事 至其輪麥宜易小麥
	第二十二条
松笠	一 から芋むしろはせをわた御物を以買取可相納事 一 から芋むしろはせをわた御物を以買取可相納事
和写	一 から芋庭はせをわたは以御物買取可相納事 一 から芋庭はせをわたハ以御物買取可相納事
要列	一 カラ芋庭ハセオワタハ以御物買取可相納事 一 から芋庭を庭芭蕉わた御物を買取可納事
泉南	一 から芋むしろはせを綿御物を以買取可相納事 （第二十条に合叙）

## 第二十五条

一諸百姓なるへき程しやうちうを作り可相納事

松

一諸百姓なるへき程しやうちうを作り可相納事

笠

一諸百姓可被成ほと焼酒を作可相納事

和

一諸百姓可被成ほと焼酒を作可相納事

写

一諸百姓可相成ホト焼酒作可相納事

列

一諸百姓可成程焼酎作可相納事

泉

一諸百姓なるきほど焼酒をつくり可相納事

南

焼酒釀戸宜多有輸

第十六条

一追立筵之儀人數付の上を以可相納事

松

一追立筵之儀人數付の上を以可相納事

笠

一追立むしろ之儀人數付之上を以相おさめへき事〔追〕は「止」の如く書す

和

一上立むしろ之儀人數付之上を以相おさめへき事

写

一廻立ムシロ之儀人數付之上ヲ以可相納事

要

一追立筵之儀人數付之上を以可相納事

列

一追立筵之儀人數付之上を以可相納事

泉

一追立筵之儀人數付之上を以可相納事

南

就中庸延賦身

第十七条

一おさめもの何色によらず百姓に請取を可出事

松

一おさめもの何色によらず百姓へ受取を可出事

笠

一納物なにによらず百姓二請取を可出事

和

一納物なにによらず百姓二請取を可出事

写

一納物なにによらず百姓二請取を可出事

要

一納物何色ニヨラス百姓ニ請取出スヘキ事

列

一納物不依何色百姓ニ請取を可出事

泉

一おさめもの何色ニよらず百姓ニ請取を可出事

南

凡應輸物不論吏民必督欠逋

第十八条

一諸役人御物をとりこミ候御沙汰之事

松

一諸役人御物をとりこミ候御沙汰事

笠

一諸役人御物を取籠候御沙汰之事

和

一諸役人御物を取籠候御沙汰之事

写

一諸役人御物ヲ取籠二御沙汰之事

要

一諸役人御物ヲ取籠二御沙汰之事

(次)

## 第二十九条

一諸役人御物を取ミ候御沙汰之事

南(欠)

一數年百姓未進之事

松

一數年百姓未進之事

笠

一數年百姓未進之事

和

一數年百姓未進之事

写

一數年百姓未進之事

列

一數年百姓未進之事

泉

一數年百姓未進之事

南

(欠)

第十二条

一百姓手前より役人共へいろゝ出物仕候向後なにいろに／よらず可為停止之間田畠のおさめ相かさむへき事

松

一百姓手前より役人共へいろゝ出物仕候向後なにいろによらず可為停止之間田畠／畠のおさめ相かさむへき事

笠

一百姓手前より役人共へいろゝ出物／仕候以後何色によらず可為停止之間田／畠之納可被相重之事

和

一百姓手前より役人共へいろゝ出物仕候向後何色に／よらず可為停止之間田畠之納可被相重之事

写

一百姓手前より役人共色々出物仕候向後何色によらず可為停止之間田畠之納相かさむへき事

要

一百姓手前より役人共江いろゝ出物仕候向後なに色ニよらず可為停止之間田畠之納可相守之事

列

一百姓手前より役人共江いろゝ出物仕候向後何色によらず可為停止之間田畠之納相かさむへき事

泉

一百姓手前より役人共江いろゝ出物仕候向後なに色ニよらず可為停止之間田畠之納可相守之事

南

宜除別貢更増租田(この条に相当か)

第十三条

一米此地へ仕上之時分二月より船被遣三月此方へ着／船之事又四月より五月六月迄二一上下可仕事

松

一米此地へ仕上候時分二月舟被遣三月此方へ着船之事又從四月五月六月迄二一上下可仕事

笠

一米此地へ仕上之時分従二月船被遣三月／此方へ着船之事又従四月五月六月迄二一上下可仕事

和

一米此地へ仕上候時分従二月舟被遣三月此方へ着船之事又従四月五月六月迄二一上下可仕事

写

一米此地へ仕上候時分従二月船被遣三月／此方へ着船之事又従四月五月六月迄二一上下可仕事

要

一米此地へ仕上候時分従二月舟被遣三月此方江着船之事又従四月五月六月迄二一上下可仕事

列

一米此地仕上せ之時分二月より船被遣三月此方へ着船之事又四月より五月迄先は上下可仕事

泉

一米此地仕上せ之時分二月より船被遣三月此方へ着船之事又四月より

泉	一米此地江仕上の時分二月より船を被遣三月此方江着船之事又四月より五月六月まで二一上下可仕事
南	而其運送則二月遣船三月貢進四月遣船六月貢進
第三十二条	
松	一七月よりあくる正月までハ仕上船之上下可爲停止之事
笠	一七月よりあくる正月までハ仕上船之上下可爲停止之事
和	一七月より明正月迄は仕上舟之上下可爲停止之事
要	一七月ヨリ明正月迄ハ仕上舟ノ上下可停止之事
列	一七月より明正月迄は仕上舟之上下可爲停止之事
泉	一七月より明正月迄は仕上舟之上下可爲停止之事
南	一七月より明る正月迄は仕上舟之上下可爲停止之事
禁	一七月迄正月間強發貢艘
第三十三条	
松	一用人御算用ニ可罷上刻ハ主從三人たるへし多人數／めしつれ候儀停止候事付還留中之飯米は可被下事
笠	一用人御算用ニ可罷上刻ハ主從三人たるへし多人數／召つれ候儀停止候事付還／留中之飯米は可被下事
和	一用人御算用ニ可罷上刻主從三人可罷上候多人數／召つれ候儀可爲停止事付還留中飯米ハ可被下事
要	一用人御算用ニ可罷上割主從三人可罷上候多人數召シツレ候儀可爲停止事付還留中飯米ハ可被下事
列	一用人御算用可參刻は主從三人可罷登候多人數召列候儀可爲停止／付滯在中飯米可被下事
泉	一用人御算用ニ可罷上刻主從三人たるへし多人數めしつれ候儀可爲停止事付還留中飯米可被下事
南	須要毎歲輪撰用人充朝貢使許一員別隨僕一人（中略、第三十四条に收む）必詣府下以會計焉但留滞日官給之食
第三十四条	
松	一右御算用ニ付まかりのほるへき時ハよひと老人ニ付／御舟間武拾石あしくたざるへき事
笠	一右御算用ニまかりのほるへき時ハよひと／老人ニ付御舟間武拾石あしくたざるへき事
和	一右御算用につて可罷上刻よひと老人ニ付御舟間武拾石足可被下事
事	一右御算用について可罷上刻よひと老人ニ付而御舟間武拾石足可被下事

要	和	和	笠	松	南
第三十五条	右條々もし相背ものあらは／稠可有其沙汰者也	右條々もし相背ものあらは／稠可有其沙汰者也	右條々もし相背ものあらは／稠可有其沙汰者也	右條々もし相背ものあらは／稠可有其沙汰者也	右條々もし相背ものあらは／稠可有其沙汰者也
元和九年八月廿五日	閏	元和九年八月廿五日	兵部少輔（方印） 宮内少輔（丸印） 備中守 下野守印	兵部少輔（方印） 宮内少輔（丸印） 備中守 下野守印	元和九年八月廿五日
元和九年八月廿五日	閏	元和九年八月廿五日	兵部少輔（方印） 宮内少輔（丸印） 備中守 下野守印	兵部少輔（方印） 宮内少輔（丸印） 備中守 下野守印	元和九年八月廿五日
兵部少輔□ 宮内少輔○ 備中守□ 下野守□					

列	泉	南
右條々若於相背は稠敷可有其沙汰事 元和九年癸亥八月廿五日	右條々もし相そむ□ものあらは稠可有其沙汰者也 元和九年閏八月廿五日	(事實書) (署判)國相島津久元・喜入忠政・三原重種・比志島國隆・伊勢貞昌(九 年閏八月条旨頭の記載による)

表2 大島置目の署判の順

A	A	B	B'	C	D
松岡家文書本	笠利氏家譜本	和眞至氏所藏本	大島要文集本	泉家文書本	列朝制度本
宮内少輔○	宮内少輔印	兵部少輔□	兵部少輔□	宮内少輔印	備中守印
備中守	備中守	宮内少輔○	宮内少輔○	兵部少輔印	宮内輔印
兵部少輔□	兵部少輔印	備中守	備中守□	備中守印	兵部輔印
摂津守□	摂津守印	摂津守□		摂津守印	摂津守印
下野守□	下野守印	下野守□	下野守□	下野守印	下野守印

註：○は丸形印の印影または丸、□は方形印の印影または方形。

